

# 「起訴相当」県議ら34人起訴へ

## 河井事件で現金受領

2019年の参院選で、

河井克行元法相＝公職選挙法違反罪で実刑確定＝から現金を受領したとして告発を受け不起訴とした100人について、検察当局は、検察審査会が「起訴相当」と議決した地元議員ら35人のうち、体調不良の1人を除く34人を同法違反の罪（被買収）で起訴する方針を固めた。

34人の事件時の肩書は首長1人、広島県議・市町議28人、元国会議員秘書1人、選舉スタッフ4人で、現金10万～300万円を受け取った。関係者によると、検察当局は34人のうち、議決後に

容疑を認めた議員らは罰金刑を求める略式起訴とし、否認するなどした数人は正式起訴（公判請求）すると

いう。議決結果を重視し、不起訴とした当初の判断を一転させることにした。求める罰金額などは、被買収罪の法定刑（3年以下）の懲役か禁錮または50万円以下の罰金）をもとめ、受領額に応じて差を付ける方向で調整している。不起訴不当と議決された46人は、再び不起訴にする見通し。

分するとみられる。

略式起訴は、本人の同意を得て罰金などを求める手続きで、簡裁が「不相当」としなければ正式裁判は開かれない。罰金刑が確定した現職議員は公選法上、公民権が停止（原則5年）され失職となる。

東京地検は21年7月、河井氏の妻案里氏を当選させた。だが、東京第六検察審査会は同年12月、辞職や返金をしなかつたり受領額が高額だったりした計35人を起訴相当と議決。46人は不起訴不当、19人は不起訴相当とした。

東京地検は今月3日、地元での起訴に必要な手続きのため広島地検に事件を移送した。今月中旬までに処

当とした。